

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 3月27日
【会社名】	株式会社デザインワン・ジャパン
【英訳名】	DesignOne Japan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高畠 靖雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田二丁目30番4号
【電話番号】	03-6421-7438
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートデザイン室長 原口 聡史
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田二丁目30番4号
【電話番号】	03-6421-7438
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレートデザイン室長 原口 聡史
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 935,000,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 550,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 247,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	400,000(注)2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1 . 平成27年3月27日開催の取締役会決議によっております。
- 2 . 発行数については、平成27年4月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4 . 上記とは別に、平成27年3月27日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 . 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成27年4月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成27年4月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	400,000	935,000,000	506,000,000
計(総発行株式)	400,000	935,000,000	506,000,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年3月27日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,750円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,100,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成27年 4月21日(火) 至 平成27年 4月24日(金)	未定 (注) 4 .	平成27年 4月28日(火)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 4月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 4月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 4月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 4月20日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年 3月27日開催の取締役会において、平成27年 4月20日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成27年 4月30日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成27年 4月13日から平成27年 4月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年4月28日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
計		400,000	

- (注) 1. 平成27年4月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年4月20日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,012,000,000	10,000,000	1,002,000,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,750円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,002,000千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限227,700千円と合わせた、手取概算額合計上限1,229,700千円について、人材の採用・育成等に係る採用・教育費、及び人件費、会員獲得及びサイト活性化に関する広告宣伝費、及びシステム開発等の費用、新規の有料掲載店舗増加に伴う外注費用、取り扱いデータ量の増大に対応するためのサーバー運用費に充当する予定であります。

具体的には以下に充当する予定であります。

「エキテン」のユーザー数の増加のためのコンテンツ拡充及びユーザービリティ向上のための開発部門の人材の採用・育成、並びに当社が提供している有料掲載プラン等の収益拡大・新企画検討のための企画部門の人材の採用・育成等にかかる採用・教育費、及び人員増による人件費として211,740千円(平成27年8月期:26,300千円、平成28年8月期:72,920千円、平成29年8月期:112,520千円)

「エキテン」サービスの認知度向上及び顧客基盤拡大のための広告宣伝費、並びに「エキテン」の店舗ページに口コミをしたユーザーへのエキテンポイント付与やサイト構成の改善等のサイト活性化費用として142,800千円(平成27年8月期:12,000千円、平成28年8月期:54,400千円、平成29年8月期:76,400千円)

エキテン有料掲載店舗の増加に伴うページ制作外注費用として28,800千円(平成27年8月期:1,800千円、平成28年8月期:12,000千円、平成29年8月期:15,000千円)

情報掲載量及び利用者数の増加に伴った「エキテン」での取り扱いデータ量の増大に対応するためのサーバー運用費として27,600千円(平成27年8月期:3,600千円、平成28年8月期:11,700千円、平成29年8月期:12,300千円)

上記以外の残額は、エキテンにおける業務支援ツール(予約ツール、CRMツール、管理系ツール、e-learningツール)の開発等、将来におけるサービスの開発に係る資金や調査費用、並びに成長に寄与する投資等に充当する方針であります。ただし、当該内容については、上記 から に係る事項の他には、現時点では具体化している事項はありません。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年4月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称	
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	200,000	550,000,000	東京都大田区 高島 靖雄 120,000株 神奈川県横浜市鶴見区 高島 昭雄 60,000株 神奈川県川崎市中原区 田中 誠 20,000株
計(総売出株式)		200,000	550,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,750円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 . (注) 2 .	未定 (注) 2 .	自 平成27年 4月21日(火) 至 平成27年 4月24日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びその 委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3 .

- (注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1 . と同様であります。
- 2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
- 3 . 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年4月20日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 上記引受人及び委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による 売出し			
	入札方式のうち入札によら ない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	90,000	247,500,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 90,000株
計(総売出株式)		90,000	247,500,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年3月27日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,750円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 .	自 平成27年 4月21日(火) 至 平成27年 4月24日(金)	100	未定 (注) 1 .	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所		

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である高島靖雄(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年3月27日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式90,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 90,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1 .
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2 .
(4)	払込期日	平成27年5月27日(水)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成27年4月10日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成27年4月20日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年4月30日から平成27年5月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である高畠靖雄及び売出人である高畠昭雄、田中誠並びに当社株主である株式会社ティーエーケーは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年7月28日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年3月27日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙及び裏表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「4 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

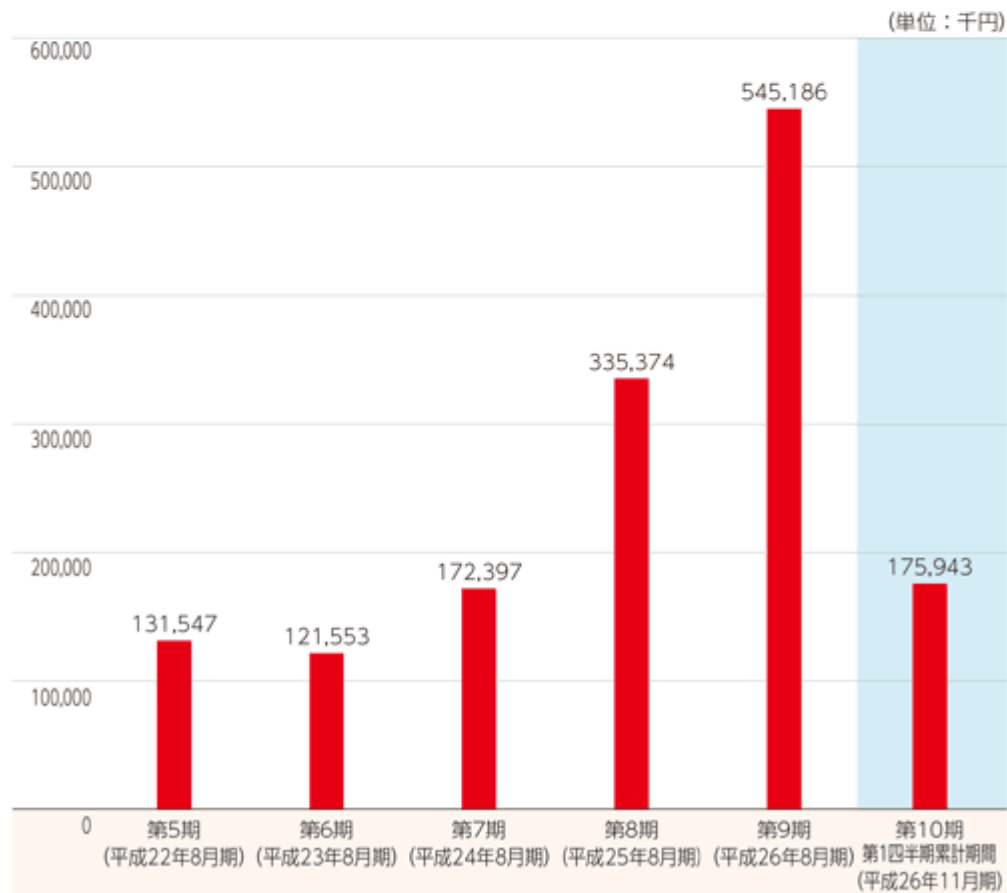
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

当社は、「世界を、活性化する。」ことをコーポレートミッションに掲げ、店舗情報及び消費者（以下、ユーザーという）の店舗に関する評価・口コミ（感想）に基づくランキング等を掲載する地域情報口コミサイト「エキテン」の運営を中心にインターネットメディア事業を行っております。

なお、当社のセグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであります。当事業の主な売上高は、有料掲載店舗から得られる新規掲載時の初期費用と掲載料及びアドネットワーク事業者が配信する広告を「エキテン」に掲載することから得られる広告料収入により構成されています。

売上高の推移



(注) 売上高には、消費税は含まれておりません。

2 事業の内容

掲載店舗数は400万店舗超*。
日本中の店舗にエキテンを
活用頂いています。



- リラク ボディケア
- ヘアサロン ネイル
- 習い事 スクール
- 学習塾 予備校
- 歯科 矯正歯科
- 医院 クリニック
- グルメ レストラン
- ショッピング 暮らし

*平成27年2月末時点の有料掲載店舗、無料掲載店舗、一般掲載店舗の合計店舗数です。

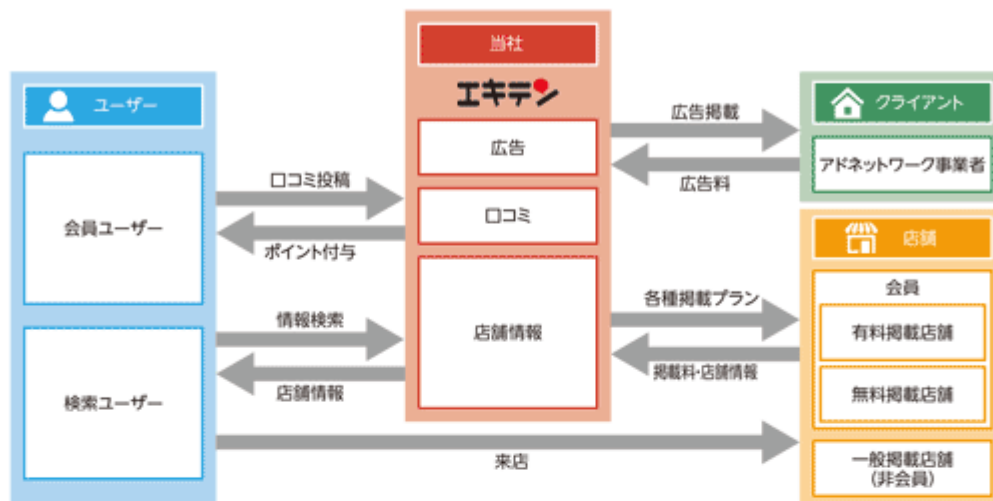
当社の事業の中核となる「エキテン」は、店舗情報に店舗利用者による「口コミ」という情報を付加して発信するCGM*サイトであり、当社が展開するインターネットメディア事業として、日本全国の店舗に対しては集客支援サービスを、日本全国のインターネットユーザーに対しては多業種に渡る店舗検索サービスを提供しております。

店舗にとって「エキテン」は、インターネット上に情報発信を行うための場であるとともに、自店舗に対する感想・評価を口コミとして収集し、集客、販売や経営に活用するためのツールでもあります。他方、ユーザーにとって「エキテン」は、多業種に渡る店舗検索サービスを利用することで、自身のニーズを満たす店舗を探し当てたり、利用した店舗の感想・評価を発信したりして、利便性を図るためのメディアであります。

*CGM (Consumer Generated Media)：消費者生成メディア。インターネットなどを通して消費者がその内容を生成するメディアのこと。



3 ビジネスモデル



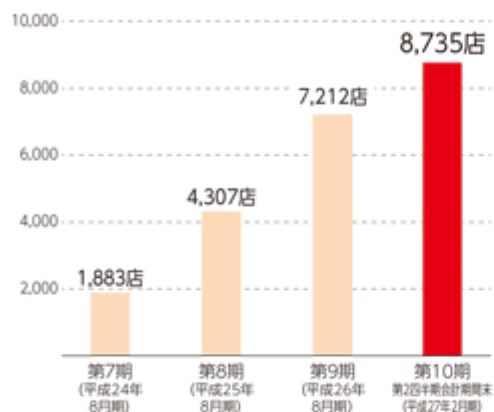
「エキテン」は、日本全国の店舗を対象に、店舗情報の有料掲載プラン及び無料掲載プランを提供しております。有料掲載店舗及び無料掲載店舗とは、店舗自らが「エキテン」への掲載登録を行ない、当社から利用IDを発行された店舗をいいます。IDを発行された店舗は専用の店舗管理ページにログインすることができ、CMS[※]を含む多くの機能を管理ページ内で使用し、「エキテン」に掲載する店舗情報を随時登録、変更することが可能となります。詳細な店舗情報を「エキテン」に登録することで、集客効果が期待されるとともに、訴求力の高い店舗利用者の口コミを収集、発信することが併せて期待されることとなります。

※CMS(Content Management System)：コンテンツ管理システム。技術的な知識がなくてもウェブサイトの構築・編集を行えるようにするための、ウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に管理するシステム。

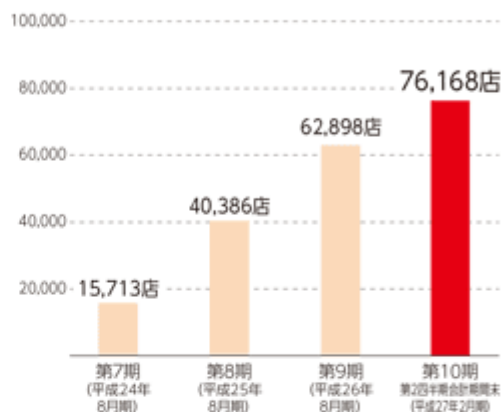
有料掲載プランは、詳細な店舗情報を掲載することが可能となっており、店舗情報を掲載する上で必要な「エキテン」における機能及びサービスを利用することができます。なお、同プランを利用する店舗に対しては、情報掲載量をさらに拡充できるオプションプランも提供しております。無料掲載プランは、利用料金が無料である一方、「エキテン」において利用することができる機能が限定されており、店舗情報についても、有料掲載プランと比べて掲載できる情報の量が限定的となっております。

また、有料掲載店舗と無料掲載店舗の他に、ユーザーの店舗情報検索の利便性を高めるために、電話帳データ等に基づいて当社が店舗情報の登録を行った一般掲載店舗も「エキテン」に掲載されております。

有料掲載店舗数の推移



無料掲載店舗数の推移



他方、「エキテン」は、ユーザーに対して、店舗検索をはじめ、様々なサービスを提供しております。

また、「エキテン」を利用するユーザーは、店舗を利用した感想や店舗への評価を、口コミ投稿を通して発信することができます。口コミはリアルな情報発信というユーザーの自己表現の場であるとともに、店舗へサービス改善を促す機会を得ることにもつながっております。「エキテン」への利用登録を行ったユーザーは、口コミ投稿等によりエキテンポイントを獲得できます。エキテンポイントとは、口コミ投稿等の当社所定のアクションを登録ユーザーが行なった際に当社が付与するポイントであり、一定ポイント以上貯めることにより1ポイント=1円で換金することが可能です。

その他、ユーザーは、店舗が掲載したクーポンの利用や、店舗のオンライン予約も「エキテン」を通じて行うことができます。ユーザーはこれら「エキテン」の全機能を無料で使用することが可能となっております。

各プランごとに店舗が「エキテン」内で利用できる主な機能

		有料掲載プラン	無料掲載プラン	一般掲載
利用登録		要	要	不要（当社が登録）
店舗情報	店舗基本情報(※)の編集	○ (店舗のみ編集可能)	○ (ユーザーが一部編集可能)	× (ユーザーが編集可能)
	口コミへの返信	○	○	×
	写真掲載	○	△ (数量限定)	△ (数量限定)
	クーポン掲載	○ (4点まで)	○ (1点まで)	×
	「お知らせ」掲載	○	×	×
サポートセンター利用	○	×	×	

※店舗基本情報：住所、連絡先、業種、営業時間、店舗URL、紹介文等の情報

エキテン 店舗の口コミ・ランキングサイト

PCサイト（イメージ）



▲トップ



▲店舗トップ

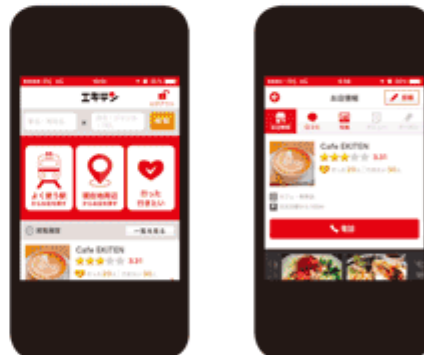
スマートフォンサイト（イメージ）



▲トップ

▲店舗トップ

アプリ（イメージ）



▲トップ

▲店舗トップ

ユーザーは、パソコンやスマートフォン等を通じて、「エキテン」上に掲載された健康・美容・リラクゼーション業等150種以上の多業種に渡る店舗情報の閲覧や、店舗検索サービスの利用ができます。店舗検索においては、「駅」や「市区町村」といった地域と業種等をキーワードに、自身が求める店舗を探し当てることができます。

4 業績等の推移

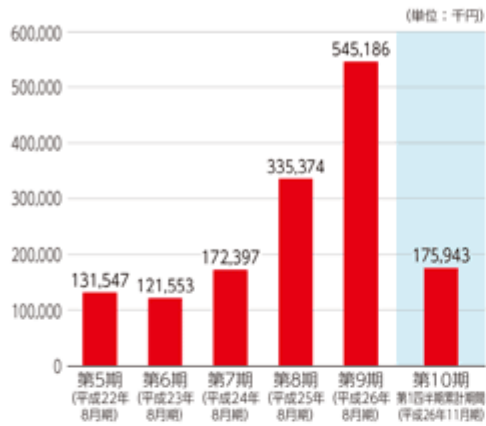
主要な経営指標等の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成26年11月
売上高	(千円) 131,547	121,553	172,397	335,374	545,186	175,943
経常利益	(千円) 54,103	788	35,000	94,396	164,159	66,739
当期(四半期)純利益	(千円) 31,457	832	21,350	63,969	99,609	43,631
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—	—	—	—
資本金	(千円) 10,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	(株) 80	80	80	4,000	200,000	200,000
純資産額	(千円) 54,804	55,636	80,510	144,479	244,089	287,720
総資産額	(千円) 83,905	68,922	115,339	214,508	383,345	363,540
1株当たり純資産額	(円) 685,053.15	695,458.43	1,006,378.09	72.24	122.04	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額	(円) 393,221.18	10,405.28	266,881.74	31.98	49.80	21.82
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円) —	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%) 65.3	80.7	69.8	67.4	63.7	79.1
自己資本利益率	(%) 80.5	1.5	31.4	56.9	51.3	—
株価収益率	(倍) —	—	—	—	—	—
配当性向	(%) —	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	87,304	145,016	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	1,446	△13,161	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円) —	—	—	△852	△852	—
現金及び現金同等物 の期末(四半期末)残高	(千円) —	—	—	170,080	301,083	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名) 3 (3)	7 (6)	8 (10)	19 (28)	26 (26)	— (—)

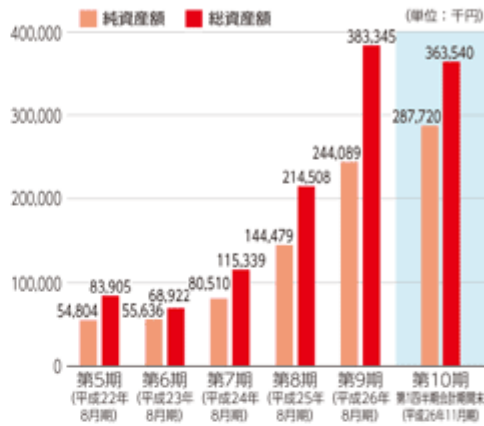
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第5期から第8期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
7. 主要な経営指標等の推移のうち、第5期から第7期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりますが、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。なお、第10期第1四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。
9. 当社は第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
10. 平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東京証券取引所第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月	平成26年11月
1株当たり純資産額	(円) 27.40	27.82	40.26	72.24	122.04	—
1株当たり当期(四半期)純利益(金額)	(円) 15.73	0.42	10.68	31.98	49.80	21.82
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益(金額)	(円) —	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) — (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

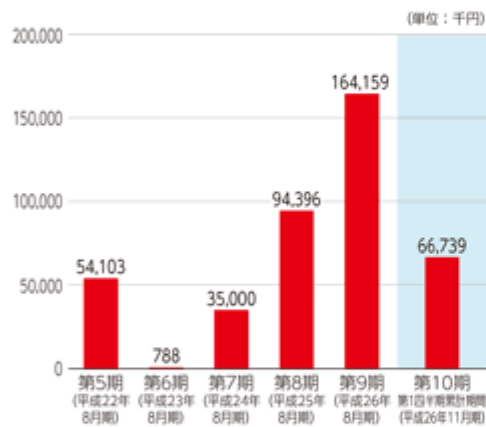
■ 売上高



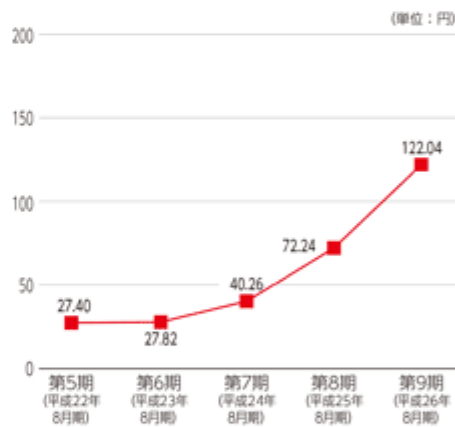
■ 純資産額／総資産額



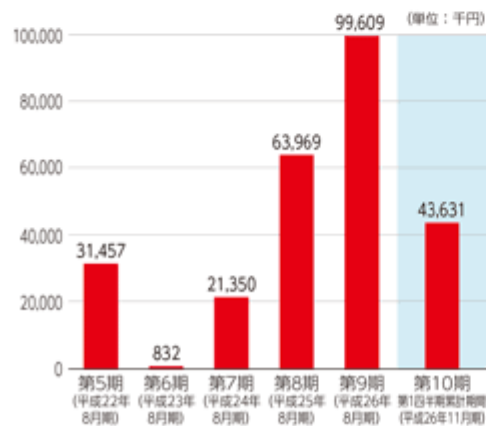
■ 経常利益



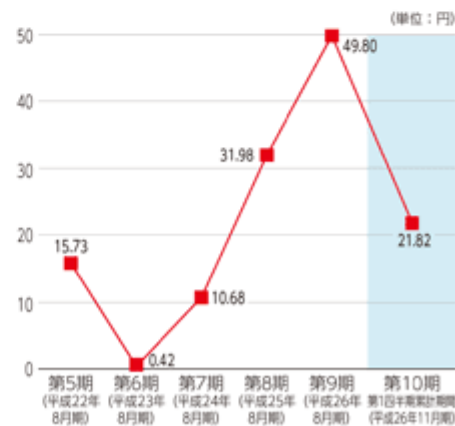
■ 1株当たり純資産額



■ 当期（四半期）純利益



■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 当社は、平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」の各グラフでは、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期
決算年月		平成22年 8 月	平成23年 8 月	平成24年 8 月	平成25年 8 月	平成26年 8 月
売上高	(千円)	131,547	121,553	172,397	335,374	545,186
経常利益	(千円)	54,103	788	35,000	94,396	164,159
当期純利益	(千円)	31,457	832	21,350	63,969	99,609
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	(株)	80	80	80	4,000	200,000
純資産額	(千円)	54,804	55,636	80,510	144,479	244,089
総資産額	(千円)	83,905	68,922	115,339	214,508	383,345
1株当たり純資産額	(円)	685,053.15	695,458.43	1,006,378.09	72.24	122.04
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額	(円)	393,221.18	10,405.28	266,881.74	31.98	49.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)	65.3	80.7	69.8	67.4	63.7
自己資本利益率	(%)	80.5	1.5	31.4	56.9	51.3
株価収益率	(倍)					
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)				87,304	145,016
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)				1,446	13,161
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)				852	852
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)				170,080	301,083
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕	(名)	3 〔3〕	7 〔6〕	8 〔10〕	19 〔28〕	26 〔26〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第5期から第8期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 当社は第8期より、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期、第6期及び第7期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。

7. 主要な経営指標等の推移のうち、第5期から第7期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 前事業年度(第8期)及び当事業年度(第9期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
9. 当社は第8期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を行いました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 平成24年11月6日付及び平成26年8月13日付でそれぞれ株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で株式1株につき10株の割合で株式分割を実施しております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成22年8月	平成23年8月	平成24年8月	平成25年8月	平成26年8月
1株当たり純資産額 (円)	27.40	27.82	40.26	72.24	122.04
1株当たり当期純利益 (円)	15.73	0.42	10.68	31.98	49.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()

2 【沿革】

平成17年9月	東京都中央区日本橋において、インターネットを利用した各種情報提供サービスを事業目的として株式会社デザインワン・ジャパン(資本金1,000千円)を設立
平成18年4月	本社を東京都品川区南大井に移転
平成19年4月	第三者割当増資を実施、資本金4,000千円に増資
平成19年6月	地域情報口コミサイト「エキテン」の運営を開始
平成19年9月	本社を東京都大田区蒲田に移転
平成21年10月	利益剰余金の資本組入れを実施、資本金10,000千円に増資
平成22年6月	本社を東京都港区芝に移転
平成23年7月	利益剰余金の資本組入れを実施、資本金20,000千円に増資
平成25年2月	プライバシーマーク取得
平成26年4月	本社を東京都品川区西五反田に移転

3 【事業の内容】

当社は、「世界を、活性化する。」ことをコーポレートミッションに掲げ、店舗情報及び消費者（以下、ユーザーという）の店舗に関する評価・口コミ（感想）に基づくランキング等を掲載する地域情報口コミサイト「エキテン」の運営を中心にインターネットメディア事業を行っております。

「エキテン」は、店舗情報に店舗利用者による「口コミ」という情報を付加して発信するCGM サイトであり、当社が展開するインターネットメディア事業として、日本全国の店舗に対しては集客支援サービスを、日本全国のインターネットユーザーに対しては多業種に渡る店舗検索サービスを提供しております。

店舗にとって「エキテン」は、インターネット上に情報発信を行うための場であるとともに、自店舗に対する感想・評価を口コミとして収集し、集客、販売や経営に活用するためのツールでもあります。他方、ユーザーにとって「エキテン」は、多業種に渡る店舗検索サービスを利用することで、自身のニーズを満たす店舗を探し当てたり、利用した店舗の感想・評価を発信したりして、利便性を図るためのメディアであります。

CGM (Consumer Generated Media)：消費者生成メディア。インターネットなどを通して消費者がその内容を生成するメディアのこと。

「エキテン」は、日本全国の店舗を対象に、店舗情報の有料掲載プラン及び無料掲載プランを提供しております。有料掲載店舗及び無料掲載店舗とは、店舗自らが「エキテン」への掲載登録を行い、当社から利用IDを発行された店舗をいいます。IDを発行された店舗は専用の店舗管理ページにログインすることができ、CMS を含む多くの機能を管理ページ内で使用し、「エキテン」に掲載する店舗情報を随時登録、変更することが可能となります。詳細な店舗情報を「エキテン」に登録することで、集客効果が期待されるとともに、訴求力の高い店舗利用者の口コミを収集、発信することが併せて期待されることとなります。

CMS(Content Management System)：コンテンツ管理システム。技術的な知識がなくてもウェブサイトの構築・編集を行えるようにするための、ウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に管理するシステム。

有料掲載プランは、詳細な店舗情報を掲載することが可能となっており、店舗情報を掲載する上で必要な「エキテン」における機能及びサービスを利用することができます。なお、同プランを利用する店舗に対しては、情報掲載量をさらに拡充できるオプションプランも提供しております。無料掲載プランは、利用料金が無料である一方、「エキテン」において利用することができる機能が限定されており、店舗情報についても、有料掲載プランと比べて掲載できる情報の量が限定的となっております。

また、有料掲載店舗と無料掲載店舗の他に、ユーザーの店舗情報検索の利便性を高めるために、電話帳データ等に基づいて当社が店舗情報の登録を行った一般掲載店舗も「エキテン」に掲載されております。

各プランごとに店舗が「エキテン」内で利用できる主な機能は以下のとおりです。

		有料掲載プラン	無料掲載プラン	一般掲載
利用登録		要	要	不要(当社が登録)
店舗情報	店舗基本情報()の編集	(店舗のみ編集可能)	(ユーザーが一部編集可能)	× (ユーザーが編集可能)
	口コミへの返信			×
	写真掲載		(数量限定)	(数量限定)
	クーポン掲載	(4点まで)	(1点のみ)	×
	「お知らせ」掲載		×	×
サポートセンター利用			×	×

店舗基本情報：住所、連絡先、業種、営業時間、店舗URL、紹介文等の情報

なお、「エキテン」における有料掲載店舗数及び無料掲載店舗数の推移は以下のとおりであります。

	平成24年8月期末	平成25年8月期末	平成26年8月期末	平成27年2月末
有料掲載店舗数	1,883店	4,307店	7,212店	8,735店
無料掲載店舗数	15,713店	40,386店	62,898店	76,168店

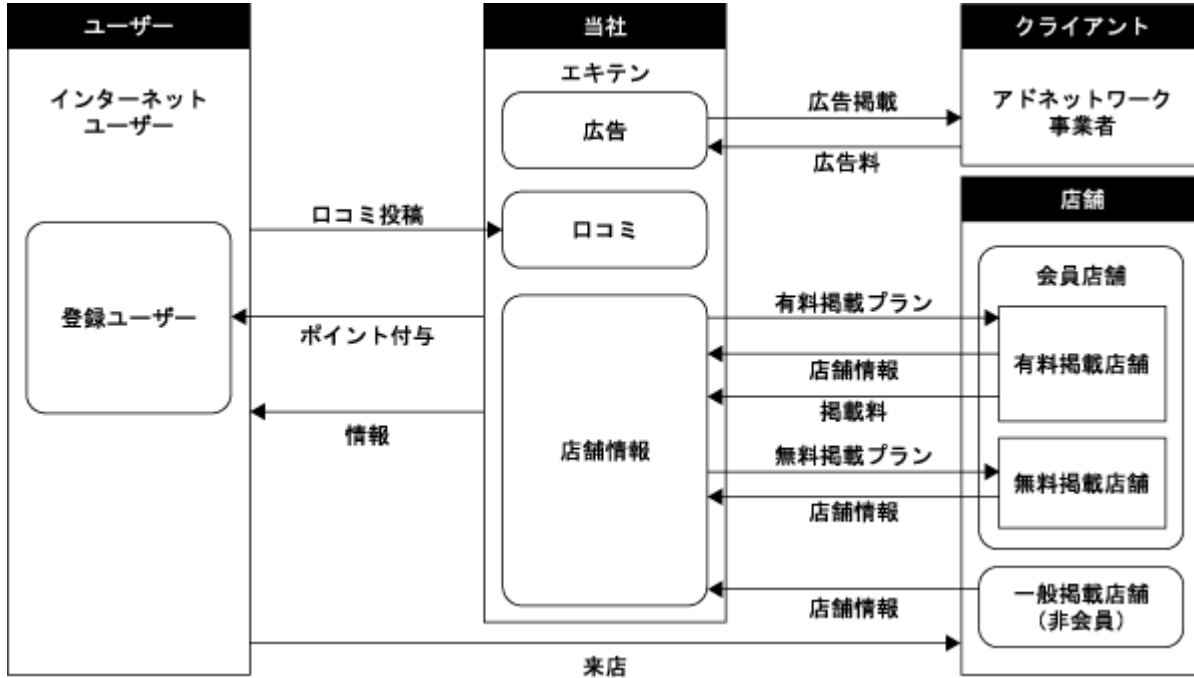
他方、「エキテン」は、ユーザーに対して、店舗検索をはじめ、様々なサービスを提供しております。「エキテン」を利用するユーザーは、パソコンやスマートフォン等を通じて、「エキテン」上に掲載された健康・美容・リラクゼーション業等150種以上の多業種に渡る店舗情報の閲覧や、店舗検索サービスの利用ができます。店舗検索においては、「駅」や「市区町村」といった地域と業種等をキーワードに、自身が求める店舗を探し当てることができます。

また、ユーザーは店舗を利用した感想や店舗への評価を、口コミ投稿を通して発信することができます。口コミはリアルな情報発信というユーザーの自己表現の場であるとともに、店舗へサービス改善を促す機会を得ることもつながっております。「エキテン」への利用登録を行ったユーザーは、口コミ投稿等によりエキテンポイントを獲得できます。エキテンポイントとは、口コミ投稿等の当社所定のアクションを登録ユーザーが行った際に当社が付与するポイントであり、一定ポイント以上貯めることにより1ポイント=1円で換金することが可能です。

その他、ユーザーは、店舗が掲載したクーポンの利用や、店舗のオンライン予約も「エキテン」を通じて行うことができます。ユーザーはこれら「エキテン」の全機能を無料で使用することが可能となっております。

なお、当社は単体で事業を行っており、企業集団を形成しておりません。また、当社のセグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであります。当事業の主な売上高は、有料掲載店舗から得られる新規掲載時の初期費用と掲載料及びアドネットワーク事業者が配信する広告を「エキテン」に掲載することから得られる広告料収入により構成されています。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
30 〔30〕	29.4	1.9	4,458

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットメディア事業	27 〔29〕
全社(共通)	3 〔1〕
合計	30 〔30〕

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員〔パートタイム含む〕の最近1年間の平均雇用人員であります。
3. 全社(共通)は総務、人事、経理及び財務等の管理部門の従業員数であります。
4. 最近1年間において従業員数が12名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、各種経済政策を背景とする企業収益の改善、円安株高傾向により、穏やかに回復の兆しを見せておりましたが、増税に伴う消費の落ち込みや円安の進行による貿易赤字の拡大等により、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。世界経済を見ますと、米国では、底堅い個人消費などを中心に穏やかな回復基調にあるものの、新興国経済の先行きに不確実性が見られることや、イラクやウクライナ情勢を巡って地政学的な緊張が高まるなど先行き不透明な状況が続いております。

当社の属するO2O市場 1は、平成25年度の市場規模が約34.9兆円と推計されております(株式会社野村総合研究所「2017年度までのIT主要市場の規模とトレンドを展望」(2012年11月))。また、株式会社MM総研発表の「スマートフォン市場規模の推移・予測(2014年4月)」によれば、スマートフォンの契約数は平成26年3月末に5,700万件を超え、さらに平成31年3月には1億300万件まで増加すると予測されております。なお、O2O市場は、スマートフォンの普及及びソーシャルメディアの普及に牽引され、平成29年度には50兆円規模に達すると予測されており、「ネットとリアル融合」が実現するための環境は整ってきております(野村総研 前掲資料)。

このような経営環境のもと、当社は「Webマーケティング技術」や「システム開発力」を活かし、地域情報口コミサイト「エキテン」を中心にサービスを提供して参りました。

当事業年度においては、主力事業である地域情報口コミサイト「エキテン」への登録店舗獲得に向けて、テレマーケティングをはじめとした事業運営体制の強化や、SEO 2対策の強化に注力して参りました。また、サイトリニューアル及びiPhone版「エキテンアプリ」をリリースするなどユーザー向けサービスの改善・向上に注力して参りました。これらの施策が奏功し、当事業年度末における「エキテン」の無料掲載店舗数が62,898店舗に、また、有料掲載店舗数が7,212店舗（前事業年度末比2,905店舗増加）となりました。

以上の結果、当社の業績は、売上高545,186千円(前期比62.6%増)、営業利益162,570千円(前期比74.9%増)、経常利益164,159千円(前期比73.9%増)、当期純利益は99,609千円(前期比55.7%増)となりました。

- 1 O2O(Online to Offline)市場：インターネットを通じて消費者が店舗誘導されることで生まれる市場
- 2 SEO(Search Engine Optimization)：検索エンジン最適化。GoogleやYahooなどの検索サイトの検索結果で、より上位ページにインターネットサービスが表示されるようにサイトを最適化すること

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景とする企業収益の改善、円安株高傾向により、穏やかな回復基調にあるものの、7-9月のGDP成長率が2四半期連続で前期比マイナスを記録するなど、消費増税後の景気減速が鮮明となっております。一方で、平成27年10月に予定されていた消費増税の先送りに伴い個人消費、設備投資は持ち直しの動きが期待されますが、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

当社を取り巻く環境につきましては、スマートデバイスの普及拡大を背景にインターネット利用が前事業年度から継続して増加しております。

このような状況下、当社は主力事業である地域情報口コミサイト「エキテン」の有料掲載サービスのテレマーケティングをはじめとした事業運営体制の強化に加え、ネット予約管理システム「エキテンかんたん予約」及びAndroid版「エキテンアプリ」をリリースするなど、ユーザー向けサービスの改善・向上に注力して参りました。これらの施策が奏功し、当第1四半期累計期間末における「エキテン」の無料掲載店舗数は69,776店舗、有料掲載店舗数が7,928店舗となりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における業績は、売上高175,943千円、営業利益66,473千円、経常利益66,739千円、四半期純利益43,631千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より131,003千円増加し、301,083千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は、145,016千円（前事業年度は87,304千円の収入）となりました。

これは主に、税引前当期純利益164,159千円、未払金の増加額25,029千円、未払費用の増加額7,369千円の収入要因及び、売上債権の増加額11,810千円、法人税等の支払額42,965千円の支出要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は13,161千円（前事業年度は1,446千円の収入）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出7,509千円、敷金の差入による支出9,769千円、敷金の回収による収入4,438千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により使用した資金は852千円（前事業年度は852千円の支出）となりました。

これは、短期借入による収入20,000千円、短期借入金の返済による支出20,000千円、長期借入金の返済による支出852千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、インターネットを利用したサービスの提供を事業としており、そのサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社では、受注から納品までの期間が短いため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
インターネットメディア事業	545,186	162.6
合計	545,186	162.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第8期事業年度		第9期事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
グーグル株式会社	47,805	14.3	113,439	20.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
インターネットメディア事業	175,943
合計	175,943

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第10期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第10期第1四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
グーグル株式会社	35,663	20.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、下記の6点を今後の事業展開における対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

(1) 既存事業の規模拡大

当社は、地域情報口コミサイト「エキテン」の運営を中核にインターネットメディア事業を展開しております。日本における全店舗数と比較すると「エキテン」への有料掲載数はまだ少なく、当社のサービスは成長途上にあるといえます。店舗へ提供するサービスの充実化を図ることで、有料掲載店舗数の増加及び有料掲載業種の網羅性の向上を図り業績の拡大に努めて参ります。また、スマートフォンをはじめとするデバイスの進化等のインターネットを取り巻く環境の変化及びそれに伴うインターネットユーザーのニーズ変化に迅速に対応し、インターネットユーザーに選ばれるサービスとすべく利便性及び満足度の向上に努めて参ります。

(2) サイトの信頼性確保への対応

当社は、ユーザーが安心して利用できるサービスを提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。「エキテン」では、店舗の運営者自身が登録する詳細な店舗情報、店舗利用者が投稿する口コミ等を、インターネットを通してユーザーに提供しておりますが、サイト運営者の立場から、ユーザーが安心して利用できるようにサイトの健全性及び信頼性を継続的に強化していくことが必要であると考えております。各種法令やその制定趣旨に鑑みた当社独自の審査基準の見直しや審査体制の強化など、信頼性確保の取り組みを継続的に実施して参ります。

(3) 新規事業の展開

当社は、店舗からの「エキテン」掲載料収入及びアドネットワーク事業者からの広告料収入を主な収益源としており、「エキテン」への依存度の高さが課題であると認識しております。「エキテン」に依存しない収益基盤を確立するためにも、既存事業の周辺を含む様々な分野への事業展開により、収益源の多様化を図って参ります。

(4) 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社の事業拡大及び成長のためには、専門性を有する優秀な人材を継続的に確保していくこと、既存社員の育成強化、並びに組織力の強化が不可欠であります。当社では、業容拡大に伴い引き続き採用活動を行っていくと同時に、人事評価制度や教育研修制度の改定・整備・充実により、優秀な人材を確保し重要な人材の流出を防ぐことで、組織力の強化に取り組んで参ります。

(5) システムセキュリティ及び安定性の確保

当社は、サービスをインターネット上において提供しているため、安定した事業運営を行うためには、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ・開発・保守管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。今後も、エキテンの事業規模拡大に伴うアクセス数の増加等に対応できるよう、適時適切な設備投資等によりシステムセキュリティの維持、保守管理体制の整備及び安定性確保に取り組んで参ります。

(6) 情報管理の強化

平成25年2月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理体制の強化、定期的なチェック及び従業員への社内教育を行っております。今後も引き続き、継続的な改善に取り組み、より高いレベルでの情報管理体制を構築して参ります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しないものにつきましても、投資家の投資判断上、あるいは当社の事業をご理解いただく上で重要であると考えられる事項につきましては、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に対する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重にご検討いただいた上で行っていただく必要があると考えております。

また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関連するリスクを網羅するものではありませんのでご留意下さい。なお、以下の記載事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

インターネット関連市場について

当社はインターネットメディア事業を主たる事業としており、当社事業の継続的な成長と発展には、インターネットの利用拡大と利用環境の整備が必要であると考えております。

株式会社野村総合研究所発表の「2017年度までのIT主要市場の規模とトレンドを展望」（2012年11月）によると、O20市場は平成25年度市場規模推計約34.9兆円から平成29年度には50兆円規模に達すると予測され、またその利用を牽引するスマートフォンの契約数も、平成26年3月末に5,700万件を超え、更に平成31年3月には1億300万件まで増加すると予測されております（株式会社MM総研発表「スマートフォン市場規模の推移・予測（2014年4月）」）。このように、安価で快適なインターネット利用環境の整備、利用可能な端末の増加等は今後も継続していくと考えております。

しかしながら、技術革新の遅れ、インターネットの利用を制約するような新たな法的規制導入、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社の予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害され、当社サービスの利用が低迷した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

美容、グルメ情報等の店舗情報検索サイトを運営する競合企業は多数存在しており、また参入障壁が低いため比較的簡単に店舗情報検索サイトを開設することが可能です。当社は「エキテン」において、集客支援サービスの無料又は有料での提供、利便性の向上及び提供機能の拡充により掲載店舗数を増やし、また、駅を基点とした多業種に渡る店舗情報の提供、検索機能追加等のサイトリニューアルによるユーザビリティ向上によりサイト利用者数を増やす等、市場での優位性確立と他社との差別化を図って参りました。

当社は今後も継続して掲載情報の質と量の充実を図り、掲載店舗数及びサイト利用者数の拡大に努めて参りますが、企画力・開発力・資金等を潤沢に持つ企業が新規参入・事業拡大する等し、当社が優位性を保てなくなった場合には、競争激化による収益力の低下や広告宣伝費等の経費の増加等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社の事業が属するインターネット関連分野においては、活発な技術革新が行われているため、当社としても、これに対応すべく、業界の動向を注視しつつ、迅速にシステム開発を実施する体制をとっております。

しかしながら、近年におけるITの進歩はめまぐるしく、予期しない技術革新等があった場合、それに対応するために多額のシステム開発費用が追加的に発生する可能性があります。また、システム開発等を適切に行うことができなかつた場合には、当社の提供するサービスの陳腐化による技術的優位性や競争力の低下、あるいはサイト利用者や掲載店舗等のサイトの満足度の低下により、利用者数や掲載店舗数の減少を招く可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

検索エンジンへの対応について

インターネットユーザーの多くは、検索エンジンを利用して必要な情報を入手しております。当社の運営するサイト「エキテン」においても、特定の検索エンジン経由の誘導、集客が多く、「エキテン」への集客は検索エンジンの表示結果（順位）に依存しております。この結果は、すべて各検索エンジン運営者のロジックや判断によるものであり、そのロジックや判断に当社が関与する余地はありません。

当社は、検索エンジンの検索結果において上位に表示されるべく、SEO等の必要な対策を講じておりますが、検索エンジン運営者が検索結果を表示する方針、ロジックを変更することなどにより、SEOが十分に機能せず、検索結果の表示が当社にとって優位に働かない状況が生じる可能性も否定できず、その場合は「エキテン」への集客効果が低下し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

サイト内の書き込みについて

当社の運営するサイト「エキテン」では、サイト利用者が、利用した店舗の感想や評価を口コミとして投稿しております。サイト利用者から投稿を受け付ける際は、利用規約等をサイト上に明示し、投稿が適切なものとなるよう注意を促しております。また、投稿された口コミに対しては全件審査を実施しており、事実に基づかない恣意的な投稿、誹謗中傷、嫌がらせ、知的財産権の侵害及び公序良俗に反する内容等の明らかに不適切な投稿を発見した場合は当該投稿を削除する等、一定の基準に基づいて不適切な投稿を規制し、サイトの健全性の維持に努めております。

しかしながら、サイト内での不適切な投稿について、当社の対応が不十分だった場合、あるいは、不適切な投稿に起因するトラブルが適切に解決されない場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての当社の法的責任が問われる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「エキテン」に掲載される店舗情報について

当社の運営するサイト「エキテン」では、インターネットを通して店舗情報を提供することから、これらの店舗情報の充実や利便性の向上を図るとともに、店舗情報自体の適切性、正確性が確保されるよう努める必要があります。

当社では店舗情報を充実させるにあたり、利用登録を要しない一般掲載店舗については、当社が電話帳データに基づき定期的な更新や補完を行うほか、有料掲載店舗及び無料掲載店舗については、店舗の運営者自身に詳細な情報の提供、登録を促すことで、店舗情報を充実させサイトの利便性向上を図っております。

「エキテン」に掲載される店舗情報については、各種法令やその制定趣旨に鑑みた当社独自の審査基準による確認体制を構築しており、公序良俗に反した店舗情報の排除や、法令違反、事実に基づかない記述並びに知的財産権の侵害等の審査基準に抵触した店舗情報に対しては、当該店舗情報の是正や削除等、一定の基準に基づく対処を講じることで、サイトの健全性を維持し、ユーザーに対して適正かつ正確な店舗情報の提供に努めております。

しかしながら、人為的な過失等の要因により「エキテン」に掲載した店舗情報に瑕疵や誤表示があった場合、あるいは、サイト内での不適切な店舗情報の掲載について当社の対応が不十分だった場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての当社の法的責任が問われる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「エキテン」による収入への依存について

当社の主たる収入は、「エキテン」によるものであり、平成26年8月期の売上高に占める依存度は高い状況にあります。「エキテン」に続く収益の柱となる新規事業開発のための投資を今後も継続して参りますが、競争の激化や法的規制の強化等の予期せぬ事象により「エキテン」の利便性が低下し同収入が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、現在の「エキテン」の有料掲載店舗は、特に療術業界及びリラクゼーション業界に属する店舗が多く、平成27年2月末現在、全有料掲載店舗に占める同業界店舗（「エキテン」において「接骨・整骨」「整体」「マッサージ」「カイロプラクティック」「鍼灸」にジャンル登録する店舗）の割合は約7割（全無料掲載店舗に占める割合は約2割）となっております。「エキテン」有料掲載業種の更なる多様化推進により療術業界及びリラクゼーション業界への依存度低下を図っておりますが、当該業界の広告宣伝活動の冷え込みや、他社サービスとの競合による掲載料相場の下落等があった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理について

当社は、サービスの提供にあたり登録ユーザー及び顧客店舗の個人情報を多数保有していることから、個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。平成25年2月にはプライバシーマークを取得し、このプライバシーマークの運用規程に従って、社内での個人情報の取扱い、管理についてルール化し、役職員の教育を行い、その徹底を図っております。

しかしながら、外部からの侵入者や当社関係者の故意又は過失によりユーザーの個人情報が流出する等の問題が発生した場合には、当社への損害賠償請求や信用の低下により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社事業を規制する主な法規制として、「電気通信事業法」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

電気通信事業法においては、通信の秘密の保護等の義務が課されております。また、当社は、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、一定の要件のもと、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報を開示する義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生する可能性もあります。さらに、当社には、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる努力義務が課されております。

なお、当社では、「エキテン」に掲載される業種や業界の規制の趣旨を汲んだ対応を行うこととしており、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」や、「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)」等の「エキテン」に掲載される業種や業界を規制する各種法令・ガイドライン等の制定趣旨に基づいて「エキテン」に掲載される情報に係るルールを設け、サイトの健全性が保たれるよう「エキテン」を運営しております。

当社では社内教育を実施する等、法令に抵触しないサイト運営を日々留意して行っておりますが、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあり、今後、当社の事業又は掲載業種を規制する新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更又は自主ルールの整備等がなされた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業体制について

システム障害について

当社では、インターネットを利用したサービス提供を行っており、サービスの信頼性等の観点から、稼働状況の常時監視、定期的なバックアップの実施、サーバーの負荷分散、クラウドサービスの活用等により、システム障害等のトラブルの発生の防止及び回避を図っております。

しかしながら、当社の運営するサイト「エキテン」へのアクセス集中による一時的な過負荷や電力供給の停止、クラウドサービスの停止、ネットワーク機器の故障、外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、当社従業員による操作過誤、事故、火災、自然災害等、当社の予測不可能な様々な要因により、コンテンツや口コミ、投稿者を管理しているサーバーやシステムへの何らかのトラブルが発生し、利用者への情報提供が適切に行われない事態が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は、役職員数や組織規模がまだ小さく、相互牽制を中心とした内部管理体制をとっております。今後事業の拡大、成長を図っていく上で、システム開発や管理、営業等において必要とされる技術、ビジネススキル、マネジメント能力を有する人材の獲得に努めるとともに、教育体制を整備し、人材の増強、定着及び内部管理体制の更なる強化を図っていく所存であります。

しかしながら、当社の求める人材が獲得、育成できなかつた場合や人材が流出し不足した場合、又は当社の事業拡大に伴い、十分な人材の確保、適切な内部管理体制が取れない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

紛争・係争について

当社は、事業展開にあたり、内部統制の強化と社会的道徳の遵守を含めたコンプライアンスの強化及び各種リスクの低減に努め、必要に応じて弁護士等の専門家の助言等を受けております。本書提出日現在、訴訟等の事案は発生してはおりませんが、事業活動にあたっては、法令等の違反の有無に係わらず訴訟を提起される可能性があります、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、当社が提供するサービスが第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう、調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の可能性を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社が提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では、当社が提供するサービスに関する知的財産の保護に努め、当社の持つ商標権等の知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社では、今後も引き続き、積極的に新サービスないし新規事業に取り組んで参りますが、これにより先行投資として人材採用、広告宣伝費、システム投資などの追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業の採算性には不透明な点が多いため、新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まず、予想した収益が得られない場合には、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金は、人材の採用・育成等に係る採用教育・人件費、登録店舗及びサイト利用者獲得のための広告宣伝費、サイト機能向上のためのサービス・システム開発費、サイトの制作外注費、サーバー運用費等に充てる予定です。

しかしながら、急速に変化する経営、業界環境に、より柔軟に対応するため、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に基づいて資金を投下したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性があります。

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社は、役職員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後につきましてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式は42,450株であり、発行済株式総数2,000,000株の2.1%に相当します。

配当政策について

当社は設立以来、当期純利益を計上した場合であっても、まずは内部留保を充実し、財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題の一つであると考えており、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を検討して参る所存です。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、必要となる見積りについては、過去の実績等を勘案し、合理的と判断される基準に基づいて行っております。また、重要となる会計方針については、「第5 経理の状況、1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ150,295千円増加し、358,713千円となりました。

これは主に、現金及び預金の増加（前事業年度末比131,003千円増）、有料掲載店舗の増加に伴い売上高が順調に推移したことによる売掛金の増加（前事業年度末比11,711千円増）、繰延税金資産の増加（前事業年度末比5,535千円増）等によるものであります。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ18,541千円増加し、24,632千円となりました。

これは主に、本社移転に伴う内装設備関連の取得による建物の増加（前事業年度末比11,642千円増）、工具、器具及び備品の増加（前事業年度末比1,246千円増）、本社移転に伴う敷金及び保証金の増加（前事業年度末比5,330千円増）等によるものであります。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ63,306千円増加し、132,129千円となりました。

これは主に、業務拡大に伴う人員増加による給与手当等未払金の増加（前事業年度末比25,029千円増）、売上増加等による課税所得の稼得に伴う未払法人税等の増加（前事業年度末比26,946千円増）、未払消費税等の増加（前事業年度末比3,869千円増）、未払費用の増加（前事業年度末比7,369千円増）等によるものであります。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債につきましては、前事業年度末に比べ5,920千円増加し、7,126千円となりました。

これは主に、長期借入金の減少（前事業年度末比852千円減）がありましたが、移転先の本社事務所の建物設備に対する資産除去債務の計上（前事業年度末比6,599千円増）等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ99,609千円増加し、244,089千円となりました。

これは、利益剰余金の増加（前事業年度末比99,609千円増）によるものであります。

第10期第1四半期累計期間(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産につきましては、前事業年度末に比べ17,571千円減少し、341,141千円となりました。

これは主に、有料掲載店舗の増加に伴い売上高が順調に推移したことによる売掛金の増加(前事業年度末比4,643千円増)がありましたが、現金及び預金の減少(前事業年度末比16,777千円減)、繰延税金資産の減少(前事業年度末比4,997千円減)等によるものであります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産につきましては、前事業年度末に比べ2,232千円減少し、22,399千円となりました。

これは主に、投資その他の資産の減少(前事業年度末比1,506千円減)等によるものであります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債につきましては、前事業年度末に比べ62,918千円減少し、69,210千円となりました。

これは主に、未払金の減少(前事業年度末比19,066千円減)、未払法人税等の減少(前事業年度末比35,316千円減)、未払消費税等の減少(前事業年度末比1,536千円減)、未払費用の減少(前事業年度末比12,291千円減)等によるものであります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債につきましては、前事業年度末に比べ516千円減少し、6,609千円となりました。

これは主に、長期借入金の減少(前事業年度末比107千円減)、繰延税金負債の減少(前事業年度末比420千円減)等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ43,631千円増加し、287,720千円となりました。

これは、利益剰余金の増加(前事業年度末比43,631千円増)によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

（売上高）

当事業年度は、前事業年度と比較して209,812千円増加し、545,186千円となりました。これは当社の主力事業である地域情報口コミサイト「エキテン」の事業運営体制の強化に加え、SEO対策の強化やサイトリニューアル等のユーザビリティの向上にも注力した結果、有料掲載店舗数が増加したことによるものであります。

（売上総利益）

当事業年度は、前事業年度と比較して200,674千円増加し、509,618千円となりました。これは主に、売上高が増加したことによるものであります。

（販売費及び一般管理費）

当事業年度は、前事業年度と比較して131,034千円増加し、347,048千円となりました。これは主に、業務拡大に伴う人員増加による人件費の増加によるものであります。

（営業利益）

上記の結果、前事業年度と比較して、当事業年度の営業利益は69,640千円増加し、162,570千円となりました。

（経常利益）

当事業年度の経常利益は、前事業年度と比較して69,762千円増加し、164,159千円となりました。

（税引前当期純利益）

当事業年度の特別損益はありません。この結果、当事業年度の税引前当期純利益は前事業年度と比較して69,762千円増加し、164,159千円となりました。

（当期純利益）

当事業年度の当期純利益は、前事業年度と比較して35,640千円増加し、99,609千円となりました。

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）

（売上高）

当第1四半期累計期間の売上高は175,943千円となりました。これは主に有料掲載店舗数の増加からの売上拡大によるものであります。

（売上総利益）

当第1四半期累計期間の売上原価は10,621千円となりました。

この結果、売上総利益は165,321千円となりました。

（販売費及び一般管理費）

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、98,847千円となりました。これは主に、事業規模拡大に伴う人員増加による人件費の増加によるものであります。

（営業利益）

上記の結果、当第1四半期累計期間の営業利益は66,473千円となりました。

（経常利益）

当第1四半期累計期間の経常利益は、66,739千円となりました。

（税引前四半期純利益）

当第1四半期累計期間の特別損益はありません。この結果、当第1四半期累計期間の税引前四半期純利益は66,739千円となりました。

（四半期純利益）

当第1四半期累計期間の四半期純利益は、43,631千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は前事業年度末より131,003千円増加し、301,083千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動により得られた資金は、145,016千円（前事業年度は87,304千円の収入）となりました。

これは主に、有料掲載店舗の増加に伴い売上高が順調に推移したことによる税引前当期純利益164,159千円、業務拡大に伴う人員増加による給与手当等未払金の増加額25,029千円、未払費用の増加額7,369千円の収入要因及び、売上高の増加に伴う売上債権の増加額11,810千円、法人税等の支払額42,965千円の支出要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動により使用した資金は13,161千円（前事業年度は1,446千円の収入）となりました。

これは主に、本社移転に伴う有形固定資産の取得による支出7,509千円、敷金の差入による支出9,769千円、敷金の回収による収入4,438千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動により使用した資金は852千円（前事業年度は852千円の支出）となりました。

これは、短期借入による収入20,000千円、短期借入金の返済による支出20,000千円、長期借入金の返済による支出852千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業体制等、様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向及び業界動向を注視しつつ、優秀な人材の確保及び適切な教育を実施するとともに、事業体制、内部管理体制を強化し、社会のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に適切な対応を行って参ります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、今後のさらなる成長のために、スピーディーな事業展開による収益基盤の強化と多角化、システムセキュリティの維持と情報管理体制の強化、及びこれらを担う優秀な人材の確保が大きな課題であると考え、これらの達成を中期の目標として掲げております。詳細につきましては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

当社の当事業年度における設備投資総額は、7,509千円であります。その主な内容は、本社移転に伴う内装設備関連費用6,094千円、本社備品代1,415千円であります。

第10期第1四半期累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）

当第1四半期累計期間の重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成26年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都 品川区)	インターネットメディア事業	本社機能他	11,642	1,612	13,254	26 〔26〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は賃貸物件であり、その年間賃借料は17,975千円であります。
4. 従業員数は兼務役員を除く就業人員であり、臨時従業員数(パートタイム含む)は年間平均人員を〔 〕内に
て外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,200,000株増加し、8,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	2,000,000		

- (注) 1. 平成27年2月18日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年8月28日臨時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成26年8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年2月28日)
新株予約権の数(個)	4,020(注)1	3,945(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,020(注)1	3,945(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,800(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年9月1日～ 平成36年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,800 資本組入額 900	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取 締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当該新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
前記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社取締役会決議がされた場合)は、再編対象会社取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、再編対象会社取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

平成26年11月27日定時株主総会決議

	最近事業年度末現在 (平成26年 8月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年 2月28日)
新株予約権の数(個)		300(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		4,100(注)2
新株予約権の行使期間		平成28年12月1日～ 平成36年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 4,100 資本組入額 2,050
新株予約権の行使の条件		(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 当該新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
前記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権の取得事由
新株予約権者が権利行使をする前に、再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社取締役会決議がされた場合)は、再編対象会社取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)3に規定する条件により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、再編対象会社取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。
5. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。記載内容は分割前の内容を記載しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月7日 (注)1		80	10,000	20,000		
平成24年11月6日 (注)2	3,920	4,000		20,000		
平成26年8月13日 (注)3	196,000	200,000		20,000		
平成27年3月7日 (注)4	1,800,000	2,000,000		20,000		

(注) 1. 利益剰余金の資本金への組入れによる増加であります。

2. 株式分割(1:50)による増加であります。

3. 株式分割(1:50)による増加であります。

4. 株式分割(1:10)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1			3	4	
所有株式数 (単元)				399			1,601	2,000	
所有株式数 の割合(%)				19.95			80.05	100.00	

(注) 平成27年2月18日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております。なお、平成27年3月7日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成27年3月7日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1			3	4	
所有株式数 (単元)				3,990			16,010	20,000	
所有株式数 の割合(%)				19.95			80.05	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	200,000		
総株主の議決権		2,000	

(注) 平成27年2月18日開催の臨時株主総会により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。なお、平成27年3月7日現在の発行済株式は以下のとおりであります。

平成27年3月7日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	
単元未満株式			
発行済株式総数	2,000,000		
総株主の議決権		20,000	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成26年8月28日臨時株主総会決議

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社従業員26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は当社取締役1名及び当社従業員25名となっております。

平成26年11月27日定時株主総会決議

決議年月日	平成26年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は設立以来、財務基盤の強化と事業の持続的な拡大・成長を目指していくために、まずは内部留保の充実が重要であると考え、当事業年度を含め配当を実施していません。しかしながら、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後、業績の推移や財務状況、配当性向に加え、事業・投資計画、事業環境などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりつつ配当について検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開と経営体質強化のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を考えており、その決議機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により、毎年2月末日を基準日として会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		高畠 靖雄	昭和50年11月27日	平成12年4月 平成17年9月	富士通株式会社入社 当社設立、代表取締役社長就任（現任）	(注)3	1,101,000
取締役	エキテン 事業本部長	高畠 昭雄	昭和52年6月12日	平成14年4月 平成16年10月 平成17年9月 平成18年1月 平成26年4月	株式会社日立製作所入社 日立オムロンターミナルソリューションズ株式会社入社 当社入社 当社取締役営業部長就任 当社取締役エキテン事業本部長就任（現任）	(注)3	400,000
取締役	新規事業 開発部長	田中 誠	昭和50年11月21日	平成12年4月 平成14年11月 平成19年2月 平成19年8月 平成26年4月	日本電気株式会社入社 NECエレクトロニクス株式会社(現ルネサスエレクトロニクス株式会社)入社 当社入社 当社取締役開発部長就任 当社取締役新規事業開発部長就任（現任）	(注)3	100,000
取締役	コーポレート デザイン室長	原口 聡史	昭和52年7月12日	平成13年4月 平成15年10月 平成20年9月 平成24年2月 平成25年3月 平成26年2月	日本生命保険相互会社入社 株式会社マクロミル入社 株式会社フェーズワン入社 当社入社 当社コーポレートデザイン室長 当社取締役コーポレートデザイン室長就任（現任）	(注)3	
取締役		武内 智裕	昭和34年10月3日	昭和57年4月 平成元年1月 平成7年3月 平成12年2月 平成14年2月 平成16年3月 平成17年4月 平成20年7月 平成21年10月 平成22年2月 平成24年8月 平成27年1月 平成27年2月	日本電信電話株式会社入社 日本テレコム株式会社（現ソフトバンクテレコム株式会社）入社 第二電電株式会社（現KDDI株式会社）入社 ソフトバンク株式会社入社 ソフトバンク・テクノロジー株式会社配属 アジアビジョン・ジャパン株式会社 出向 取締役就任 同社代表取締役社長就任 ソフトバンクBB株式会社配属 株式会社ライブウェア（現株式会社マーベラス）代表取締役社長就任 エフルート株式会社（現株式会社アクセルマーク）入社 エフルート・モバイル・テクノロジー株式会社出向 取締役就任 株式会社ザイナス入社 社長室事業開発部長 ユニファイド・サービス株式会社入社（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤 監査役		工藤 耕二	昭和24年10月20日	昭和48年4月 山一証券株式会社入社 平成6年4月 同社引受審査部次長 平成10年3月 株式会社トミー（現株式会社タカラトミー）入社 上場プロジェクト事務局長 平成20年8月 同社内部統制推進部担当部長 平成26年2月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	
監査役		石田 史朗	昭和51年2月7日	平成10年8月 澤田税理士事務所入所 平成13年9月 ところ会計事務所入所 平成15年10月 株式会社リアルストーン代表取締役就任（現任） 平成17年3月 税理士登録 石田税務会計事務所所長就任（現任） 平成18年4月 株式会社現代エステート代表取締役就任（現任） 平成24年11月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	
監査役		鎌田 智	昭和37年12月20日	昭和60年3月 陸上自衛隊入隊 平成5年4月 藤林法律事務所入所 平成17年3月 グッドウィル・グループ株式会社入社 法務部長 同 鎌田法律事務所開設 所長就任（現任） 平成23年2月 オープンテクノロジー株式会社監査役就任（現任） 平成26年11月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	
計						1,601,000

- (注) 1. 取締役武内智裕は社外取締役であります。
2. 監査役工藤耕二、石田史朗及び鎌田智は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年2月18日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年2月18日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役高畠昭雄は、代表取締役社長高畠靖雄の弟であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、効率的で健全な、透明性の高い経営により社会的信頼の向上を目指すために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施して参ります。

会社の機関の内容及び当該企業統治体制を採用する理由、並びに内部統制システムの状況等

イ 会社の機関

a 会社の機関の内容

当社は、監査役会設置会社として、株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として設置しております。

b 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行について決定し、取締役の職務の執行を監督する機能を有しており、毎月1回定時に開催するとともに、必要に応じて、臨時取締役会を機動的に開催するなど、迅速かつ的確な意思決定を行っております。

c 監査役会・監査役

当社の監査役会は監査役3名、すべて社外監査役で構成されております。各監査役は、それぞれの経験と知見、職業倫理に基づき、その高い独立性と専門的な見地から、ガバナンスのあり方やその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を実施しており、当社の企業統治の有効性を高めることに寄与しております。

監査役は、株主総会や取締役会に出席するとともに、取締役、会計監査人から報告を受けるなど、取締役の職務執行の状況を確認し、適宜意見を述べております。常勤監査役は、これらに加え、内部監査への立会のほか、テーマを設定して各種業務監査を実施しております。

なお、監査役会は毎月1回定時取締役会と同日に開催しております。

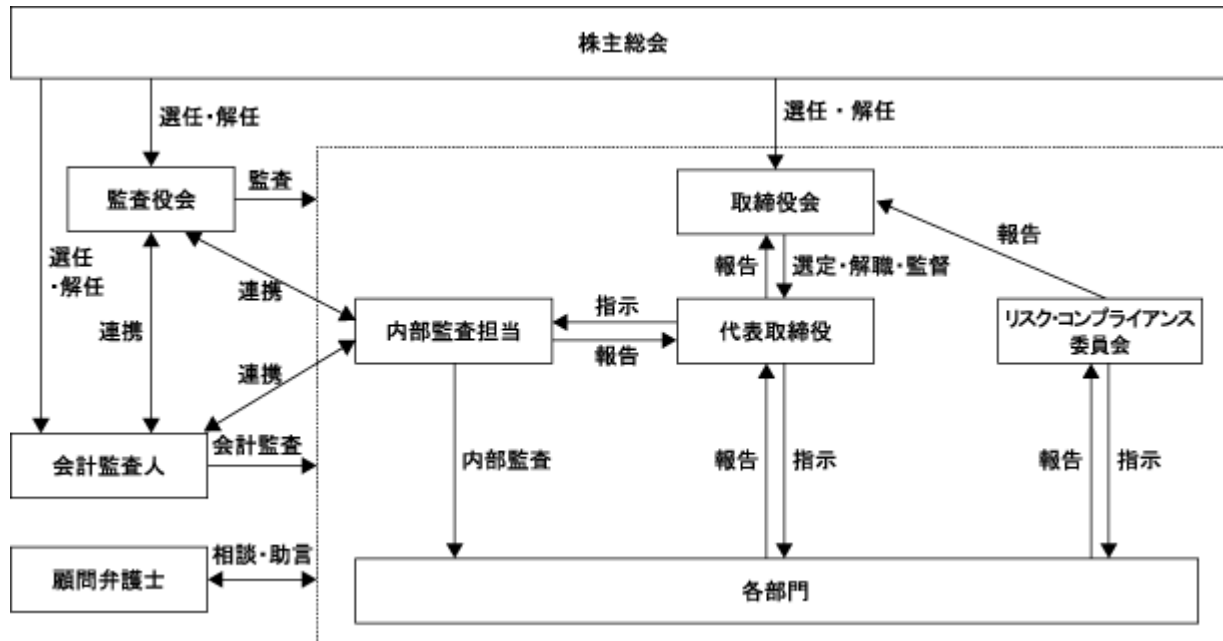
d リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役4名及び常勤監査役1名で構成され、3ヶ月に1回以上開催されております。同委員会は、リスク管理とコンプライアンスの推進・強化を図るため、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に適宜報告しております。また、コンプライアンス体制を定着させるため、研修等の活動に取り組んでおります。

e 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

なお、経営管理組織の模式図は次のとおりであります。



□ 内部統制システムの整備状況

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・全役員が法令遵守はもとより、誠実かつ公正な企業行動を通じて社会的な責任を果たしていくことを明確にするとともに、役員に周知徹底させております。
- ・コンプライアンス体制並びにリスク管理体制の充実、徹底を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において、リスクあるいはコンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に適宜報告しております。
- ・「リスク・コンプライアンス委員会」はコンプライアンス体制を定着させるための日常的活動を通じ、コンプライアンスの実効性の確保に努めております。
- ・コンプライアンスの状況について、内部監査を実施しております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報について、文書又は電磁的媒体に記録し、保存しております。
- ・個人情報を含む情報資産を適切に保護するための対策を実施し、情報資産の管理を徹底しております。
- ・ディスクロージャー体制の強化により、迅速な情報開示に努めるとともに、経営の健全性と透明性を確保しております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク・コンプライアンス委員会」はリスク管理全体を統括する組織として、内部統制と一体化した全社的なリスク管理体制の構築、整備を行っております。
- ・不測の事態が発生した場合には速やかに「リスク・コンプライアンス委員会」を招集し、迅速かつ適切な対応を行い、損失・被害を最小限に止めるとともに、再発防止対策を講じることとしております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うために、適宜、臨時取締役会を開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督等を行っております。
- ・中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度ごとの利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

- e 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役（会）が必要とした場合、監査役（会）の職務を補助する使用人を置くこととしております。
 - ・監査役（会）の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査役（会）の意見を尊重した上で行うものとし、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

- f 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役（会）が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに監査役（会）に報告することとしております。
 - ・監査役は、定例重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

- g その他監査役（会）の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができます。
 - ・監査役（会）は、会計監査人、内部監査部門と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して会社の内部統制状況を監視しております。

- h 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行い、適切に「内部統制報告書」を作成・提出します。
 - ・当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化します。

- i 反社会的勢力への対応
 - ・関係規程、マニュアル等を整備し、コーポレートデザイン室を統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
 - ・反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士など、外部専門機関との密接な連携関係を構築しております。

八 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、コーポレートデザイン室（室長1名）が担当しております。コーポレートデザイン室長は、内部監査規程に則り、代表取締役社長の承認を得た内部監査計画に基づき、各部門に対する内部監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項に対しては業務改善指示がなされ、後日、改善状況を確認しております。

なお、コーポレートデザイン室の監査は、別部門が行っております。

当社の監査役（会）の人員は3名（全員社外監査役）であり、うち1名は常勤監査役であります。

監査役（会）は、監査計画を立案し、各監査役は定められた業務分担に従い、同計画に基づき監査を実施しております。原則として月1回開催されている監査役（会）においては、監査状況に関する情報共有が行われ、討議が実施されております。

監査役（会）は内部監査に立会い、内部監査担当者と共同して対象部門に対してヒアリング等を実施する、あるいは内部監査担当者が監査役（会）に内部監査の結果を報告するなど、連携を密にしております。また、必要に応じて公認会計士との意見交換、情報交換等を行っております。

ニ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は片岡久依氏及び中塚亨氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当該業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士補5名、その他2名であります。

なお、継続監査年数については、全員7年以内のため、記載を省略しております。

ホ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役1名及び社外監査役を3名選任しております。社外取締役及び社外監査役のいずれとも当社との間に人的関係、資本的关系、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役武内智裕氏は、関連業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する助言をいただくとともに、独立的な立場から当社の経営を監督していただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与するものと判断し、選任しております。

社外監査役工藤耕二氏は、過去において証券会社及び事業会社で株式公開関係の業務に従事し、同業務の経験を通じて監査役の職務についても幅広い知見を有しており、監査役として適任であると判断し、選任しております。

社外監査役石田史朗氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に相当程度の知見を有していることから、監査役として適任であると判断し、選任しております。

社外監査役鎌田智氏は、弁護士として豊富な業務経験と高度な専門性を有しており、監査役として適任であると判断し、選任しております。

当社は、4氏より当社経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場からの指摘や有益な意見を得ております。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針についての特段の定めはありませんが、提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを個別に判断しております。

ヘ 取締役の定数

当社は、定款で取締役を6名以内とする旨を定めております。

ト 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

チ 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

リ 株主総会決議事項の取締役会での決議とその理由

a 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

b 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

ヌ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の運営を円滑に行うためであります。

リスク管理及びコンプライアンス体制の整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を定め、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、市場、情報セキュリティ、環境、労務、提供するサービスの品質など、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの管理やコンプライアンスの推進に取り組むこととしております。

リスク・コンプライアンス委員会は、常勤取締役、常勤監査役を委員とし、リスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等の協議・決定・推進に加え、コンプライアンスに関し、取り組み方針等の協議・決定・推進や研修、その他の活動を実施することとしております。

各部門長は担当部門の責任者として日常の業務活動におけるリスク管理及びコンプライアンス推進に取り組むとともに、リスク管理上又はコンプライアンス上、大きな問題が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会に報告することとなっております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報取扱事業者」に該当しますが、個人情報の保護については、「個人情報保護規程」等を整備して、情報の適正管理を図るなど、情報セキュリティの確保に努めており、プライバシーマークも取得しております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	38,400	38,400	-	-	-	4
社外監査役	2,440	2,440	-	-	-	2

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については、役位や会社に対する貢献度等を勘案し、取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,000	-	7,000	1,240

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務報告に係る内部統制整備に関する助言業務等であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬について、監査の規模、監査に要する人員及び時間などを勘案し、監査役会と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1)当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2)当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)及び当事業年度(平成25年9月1日から平成26年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

(2)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、各種セミナーに参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年 8月31日)	当事業年度 (平成26年 8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	170,080	301,083
売掛金	34,379	46,090
貯蔵品	54	697
前払費用	1,401	2,170
繰延税金資産	4,019	9,554
その他		19
貸倒引当金	1,516	903
流動資産合計	208,418	358,713
固定資産		
有形固定資産		
建物		12,676
減価償却累計額		1,033
建物（純額）		11,642
工具、器具及び備品	580	1,995
減価償却累計額	214	383
工具、器具及び備品（純額）	365	1,612
有形固定資産合計	365	13,254
投資その他の資産		
破産更生債権等	110	209
敷金及び保証金	4,438	9,769
その他	1,286	1,607
貸倒引当金	110	209
投資その他の資産合計	5,725	11,377
固定資産合計	6,090	24,632
資産合計	214,508	383,345

	前事業年度 (平成25年 8月31日)	当事業年度 (平成26年 8月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	852	852
未払金	19,014	44,044
未払費用	11,314	18,683
未払法人税等	27,002	53,948
未払消費税等	5,888	9,757
前受金	885	193
預り金	2,362	3,063
ポイント引当金	1,503	1,587
流動負債合計	68,823	132,129
固定負債		
長期借入金	959	107
繰延税金負債	246	420
資産除去債務		6,599
固定負債合計	1,205	7,126
負債合計	70,028	139,256
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,479	224,089
利益剰余金合計	124,479	224,089
株主資本合計	144,479	244,089
純資産合計	144,479	244,089
負債純資産合計	214,508	383,345

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成26年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	284,305
売掛金	50,734
その他	7,225
貸倒引当金	1,124
流動資産合計	341,141
固定資産	
有形固定資産	12,528
投資その他の資産	9,870
固定資産合計	22,399
資産合計	363,540
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	746
未払金	24,978
未払法人税等	18,631
賞与引当金	4,985
ポイント引当金	1,735
その他	18,133
流動負債合計	69,210
固定負債	
資産除去債務	6,609
固定負債合計	6,609
負債合計	75,820
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	267,720
株主資本合計	287,720
純資産合計	287,720
負債純資産合計	363,540

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
売上高	335,374	545,186
売上原価	26,429	35,567
売上総利益	308,944	509,618
販売費及び一般管理費	216,013	347,048
営業利益	92,930	162,570
営業外収益		
受取利息	23	42
違約金収入	934	1,588
補助金収入	500	
その他	28	23
営業外収益合計	1,486	1,654
営業外費用		
支払利息	20	65
営業外費用合計	20	65
経常利益	94,396	164,159
税引前当期純利益	94,396	164,159
法人税、住民税及び事業税	33,799	69,911
法人税等調整額	3,372	5,361
法人税等合計	30,427	64,549
当期純利益	63,969	99,609

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)		当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		13,911	52.6	17,610	49.5
経費		12,518	47.4	17,957	50.5
当期売上原価		26,429	100.0	35,567	100.0

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注費（千円）	1,715	4,582
システム運用管理費（千円）	7,145	8,512
地代家賃（千円）	1,338	1,606

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)
売上高	175,943
売上原価	10,621
売上総利益	165,321
販売費及び一般管理費	98,847
営業利益	66,473
営業外収益	
受取利息	1
違約金収入	404
その他	46
営業外収益合計	452
営業外費用	
支払利息	1
保険解約損	184
営業外費用合計	186
経常利益	66,739
税引前四半期純利益	66,739
法人税、住民税及び事業税	18,631
法人税等調整額	4,476
法人税等合計	23,108
四半期純利益	43,631

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	60,510	60,510	80,510	80,510
当期変動額					
当期純利益		63,969	63,969	63,969	63,969
当期変動額合計		63,969	63,969	63,969	63,969
当期末残高	20,000	124,479	124,479	144,479	144,479

当事業年度(自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	124,479	124,479	144,479	144,479
当期変動額					
当期純利益		99,609	99,609	99,609	99,609
当期変動額合計		99,609	99,609	99,609	99,609
当期末残高	20,000	224,089	224,089	244,089	244,089

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	94,396	164,159
減価償却費	182	1,202
貸倒引当金の増減額（ は減少）	840	514
ポイント引当金の増減額（ は減少）	541	83
受取利息及び受取配当金	23	42
支払利息	20	65
売上債権の増減額（ は増加）	10,982	11,810
たな卸資産の増減額（ は増加）	1	643
前払費用の増減額（ は増加）	634	767
未払金の増減額（ は減少）	13,019	25,029
未払費用の増減額（ は減少）	5,746	7,369
預り金の増減額（ は減少）	2,170	701
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,819	3,868
その他	597	694
小計	107,692	188,007
利息及び配当金の受取額	23	42
利息の支払額	19	67
法人税等の支払額	20,392	42,965
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,304	145,016
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		7,509
保険積立金の解約による収入	3,518	
敷金の差入による支出	2,071	9,769
敷金の回収による収入	-	4,438
その他	-	321
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,446	13,161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		20,000
短期借入金の返済による支出		20,000
長期借入金の返済による支出	852	852
財務活動によるキャッシュ・フロー	852	852
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	87,899	131,003
現金及び現金同等物の期首残高	82,181	170,080
現金及び現金同等物の期末残高	170,080	301,083

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 6年

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具、器具及び備品	5～6年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

ユーザーに付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成25年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年8月31日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
役員報酬	35,010千円	40,840千円
給与手当	78,624 "	114,700 "
減価償却費	182 "	1,087 "
貸倒引当金繰入額	1,103 "	149 "
ポイント引当金繰入額	1,322 "	1,158 "
おおよその割合		
販売費	28%	23%
一般管理費	72%	77%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	80	3,920		4,000

(変動事由の概要)

平成24年11月6日付で、1株を50株に分割したことによる増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,000	196,000		200,000

(変動事由の概要)

平成26年8月13日付で、1株を50株に分割したことによる増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成26年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					

(注)平成26年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)	当事業年度 (自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)
現金及び預金	170,080千円	301,083千円
現金及び現金同等物	170,080千円	301,083千円

（金融商品関係）

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び破産更生債権等、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門とコーポレートデザイン室が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	170,080	170,080	
(2) 売掛金	34,379		
貸倒引当金(1)	1,516		
	32,862	32,862	
(3) 破産更生債権等	110		
貸倒引当金(1)	110		
(4) 敷金及び保証金	4,438	4,419	18
資産計	207,382	207,364	18
(1) 未払金	19,014	19,014	
(2) 未払費用	11,314	11,314	
(3) 未払法人税等	27,002	27,002	
(4) 未払消費税等	5,888	5,888	
(5) 預り金	2,362	2,362	
(6) 長期借入金(2)	1,811	1,802	8
負債計	67,393	67,384	8

(1) 売掛金及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)破産更生債権等

破産更生債権等は回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積もった敷金の回収予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等、並びに(5)預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	170,080			
売掛金	34,379			
敷金及び保証金			4,438	
合計	204,459		4,438	

(注) 破産更生債権等(貸借対照表計上額110千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	852	852	107			
合計	852	852	107			

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、自己資金からの充当及び銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。一時的な余資の運用につきましては、安全性の高い短期の金融資産に限定して運用を行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び破産更生債権等、敷金及び保証金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の規程に従い、事業部門とコーポレートデザイン室が連携して、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払費用は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。長期借入金は、主に運転資金を用途とした資金調達であります。これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、各部署からの報告に基づきコーポレートデザイン室が月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	301,083	301,083	
(2) 売掛金	46,090		
貸倒引当金(1)	903		
	45,187	45,187	
(3) 破産更生債権等	209		
貸倒引当金(1)	209		
(4) 敷金及び保証金	9,769	9,306	463
資産計	356,041	355,577	463
(1) 未払金	44,044	44,044	
(2) 未払費用	18,683	18,683	
(3) 未払法人税等	53,948	53,948	
(4) 未払消費税等	9,757	9,757	
(5) 預り金	3,063	3,063	
(6) 長期借入金(2)	959	958	0
負債計	130,456	130,455	0

(1) 売掛金及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)破産更生債権等

破産更生債権等は回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、合理的に見積もった敷金の回収予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等、並びに(5)預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	301,083			
売掛金	46,090			
敷金及び保証金			9,769	
合計	347,173		9,769	

(注) 破産更生債権等(貸借対照表計上額209千円)については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	852	107				
合計	852	107				

（ストック・オプション等関係）

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、付与日において未公開企業であり、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値は零のため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成26年 8 月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 26名
株式の種類及び付与数	普通株式 4,020株
付与日	平成26年 8 月29日
権利確定条件	当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限 り、行使することができる。 新株予約権者が新株予約権の割当時において当社及び当社子会社の 取締役又は従業員であった場合は、権利行使時においても当社及び 当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年 9 月 1 日 ~ 平成36年 7 月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行
っておりませんが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

スtock・オプションの数

決議年月日	平成26年 8 月28日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	4,020
失効	
権利確定	
未確定残	4,020
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成27年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりませんが、上記株式数は分割前の
株式数で記載しております。

単価情報

決議年月日	平成26年 8 月28日
権利行使価格(円)	1,800
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 平成27年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき10株の割合で株式分割を行っておりませんが、上記単価情報は分割前
の単価情報で記載しております。

3. 当事業年度に付与されたスtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成26年8月29日に付与したストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値によっており、その価値の算定の基礎となる自社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)によっており、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年8月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	502千円
ポイント引当金	577 "
未払事業税	2,939 "
繰延税金資産小計	4,019千円
評価性引当額	"
繰延税金資産合計	4,019千円

繰延税金負債

保険積立金	246 "
繰延税金負債合計	246千円
繰延税金資産純額	3,772千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
税額控除	4.7%
中小企業の軽減税率適用による影響	0.9%
交際費等の損金に算入されない永久差異	0.1%
住民税均等割等	0.2%
その他	1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.2%

当事業年度（平成26年8月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	232千円
ポイント引当金	589 "
未払費用	4,233 "
資産除去債務	2,449 "
一括償却資産	577 "
減価償却超過額	1,480 "
未払事業税	4,499 "
繰延税金資産小計	14,061千円
評価性引当額	2,449 "
繰延税金資産合計	11,612千円

繰延税金負債

保険積立金	238 "
資産除去債務に対応する除去費用	2,239 "
繰延税金負債合計	2,477千円
繰延税金資産純額	9,134千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.4%から37.1%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が633千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日）

資産除去債務のうち財務諸表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該資産取得時における10年物の国債利率であります
0.617%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
期首残高	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,582
時の経過による調整額	17
期末残高	6,599

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

当社は、インターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

当社は、インターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
グーグル株式会社	47,805	インターネットメディア事業

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
グーグル株式会社	113,439	インターネットメディア事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	高畠靖雄			当社代表取締役社長	(被所有)直接 75.0	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証(注2)	9,272		
							当社銀行借入に対する債務被保証(注3)	1,811		

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当社の本社事務所の賃料等に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には年間賃借料を記載しております。
3. 銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額には借入金残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
1株当たり純資産額	72.24円	122.04円
1株当たり当期純利益金額	31.98円	49.80円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	円

(注) 1. 当社は、平成26年8月13日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	当事業年度 (自 平成25年9月1日 至 平成26年8月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	63,969	99,609
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	63,969	99,609
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類(新株予約権の数4,020個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年8月31日)	当事業年度 (平成26年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	144,479	244,089
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	144,479	244,089
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,000,000	2,000,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 9月 1日 至 平成26年 8月31日)

1. 新株予約権の発行

当社は平成26年11月27日開催の定時株主総会において決議いたしました当社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり付与いたしました。

新株予約権の割当日	平成26年12月13日
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,100
新株予約権の行使期間	平成28年12月1日～ 平成36年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,100 資本組入額 2,050
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は平成27年 2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年 3月 7日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、平成27年 2月18日開催の臨時株主総会決議により、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成27年 3月 6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加した株式数

株式の分割前の発行済株式総数	200,000株
株式の分割により増加した株式数	1,800,000株
株式の分割後の発行済株式総数	2,000,000株

分割の日程

効力発生日 平成27年 3月 7日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して（1株当たり情報）に反映しております。

【注記事項】

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)
減価償却費	726千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日）

当社は、インターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円82銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額(千円)	43,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	43,631
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

1．新株予約権の発行

当社は平成26年11月27日開催の定時株主総会において決議いたしました当社従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について、平成26年12月12日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり付与いたしました。

新株予約権の割当日	平成26年12月13日
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,100
新株予約権の行使期間	平成28年12月1日～ 平成36年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,100 資本組入額 2,050
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

2．株式分割及び単元株制度の採用

当社は平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月7日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、平成27年2月18日開催の臨時株主総会決議により、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成27年3月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を1株につき10株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加した株式数

株式の分割前の発行済株式総数	200,000株
株式の分割により増加した株式数	1,800,000株
株式の分割後の発行済株式総数	2,000,000株

分割の日程

効力発生日 平成27年3月7日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して（1株当たり情報）に反映しております。

【附属明細表】（平成26年8月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物		12,676		12,676	1,033	1,033	11,642
工具、器具及び備品	580	1,415		1,995	383	168	1,612
有形固定資産計	580	14,092		14,672	1,417	1,202	13,254

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	内装工事	6,094千円
	本社	資産除去債務に対応する除去費用	6,582千円
工具、器具及び備品	本社	サーバー	853千円
	本社	複合機	562千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,626	1,112	364	1,261	1,112
ポイント引当金	1,503	1,587	1,074	428	1,587

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替えによる戻し入れであります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替えによる戻し入れであります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成26年8月31日現在）

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	138
預金	
普通預金	290,938
定期預金	10,006
計	300,945
合計	301,083

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
「エキテン」有料掲載店舗	35,625
グーグル株式会社	10,413
株式会社リクルートホールディングス	24
ACCESSPORT株式会社	18
その他	8
合計	46,090

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
34,379	545,186	533,474	46,090	92.0	26.9

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 貯蔵品

区分	金額(千円)
金券類等	697
合計	697

負債の部
イ 未払金

相手先	金額(千円)
給与手当	12,560
株式会社リアルワールド	11,355
株式会社ツナギ	2,462
三菱UFJニコス株式会社	2,260
フェンリル株式会社	1,361
その他	14,042
合計	44,044

ロ 未払法人税等

品名	金額(千円)
法人税	35,301
住民税	6,524
事業税	12,123
合計	53,948

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成27年3月27日開催の取締役会において承認された第10期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年12月1日から平成27年2月28日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年9月1日から平成27年2月28日まで)の四半期財務諸表は次のとおりであります。

なお、この四半期財務諸表は「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビューは未了であり四半期レビュー報告書は受領しておりません。

【四半期財務諸表】

イ 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成27年2月28日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	376,676
売掛金	62,389
その他	12,720
貸倒引当金	1,402
流動資産合計	450,384
固定資産	
有形固定資産	11,802
投資その他の資産	10,333
固定資産合計	22,136
資産合計	472,520
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	533
未払金	27,939
未払法人税等	55,410
ポイント引当金	2,053
その他	35,423
流動負債合計	121,360
固定負債	
資産除去債務	6,619
固定負債合計	6,619
負債合計	127,979
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	324,541
株主資本合計	344,541
純資産合計	344,541
負債純資産合計	472,520

□ 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年9月1日 至平成27年2月28日)
売上高	385,168
売上原価	25,820
売上総利益	359,347
販売費及び一般管理費	204,488
営業利益	154,859
営業外収益	
受取利息	31
違約金収入	1,081
その他	46
営業外収益合計	1,159
営業外費用	
支払利息	3
株式公開費用	2,000
その他	184
営業外費用合計	2,188
経常利益	153,830
税引前四半期純利益	153,830
法人税、住民税及び事業税	55,410
法人税等調整額	2,032
法人税等合計	53,378
四半期純利益	100,451

八 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成27年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	153,830
減価償却費	1,452
貸倒引当金の増減額(は減少)	633
ポイント引当金の増減額(は減少)	465
受取利息及び受取配当金	31
支払利息	3
売上債権の増減額(は増加)	16,433
たな卸資産の増減額(は増加)	42
前払費用の増減額(は増加)	707
未払金の増減額(は減少)	16,105
未払費用の増減額(は減少)	1,403
預り金の増減額(は減少)	692
未払消費税等の増減額(は減少)	4,576
その他	84
小計	128,515
利息及び配当金の受取額	31
利息の支払額	3
法人税等の支払額	53,948
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	
保険積立金の解約による収入	1,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,423
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	426
財務活動によるキャッシュ・フロー	426
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	75,593
現金及び現金同等物の期首残高	301,083
現金及び現金同等物の四半期末残高	376,676

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	8月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.designone.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増請求をする権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年8月29日	高畠 靖雄	東京都大田区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社ティーエーケー代表取締役社長高畠香代	東京都大田区矢口三丁目32番1-120号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)	39,900	71,820,000 (1,800)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年9月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者 ……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、分割前の移動株式数及び単価で記載しております。
6. 株式会社ティーエーケーは、当社代表取締役社長高畠靖雄の資産管理会社であります。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成26年8月29日	平成26年12月13日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 4,020株	普通株式 300株
発行価格	1株につき1,800円 (注3)	1株につき4,100円 (注3)
資本組入額	900円	2,050円
発行価額の総額	7,236,000円	1,230,000円
資本組入額の総額	3,618,000円	615,000円
発行方法	平成26年8月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年11月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注2)	(注2)

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年8月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 第1回新株予約権は、退職により従業員1名75株の権利が喪失しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,800円	1株につき4,100円
行使期間	平成28年9月1日から 平成36年7月31日まで	平成28年12月1日から 平成36年10月31日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
原口 聡史	東京都台東区	会社役員	975	1,755,000 (1,800)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
栗山 和晃	茨城県つくばみらい市	会社員	575	1,035,000 (1,800)	当社の従業員
青木 玲子	東京都大田区	会社員	225	405,000 (1,800)	当社の従業員
小峯 将威	神奈川県横浜市港北区	会社員	225	405,000 (1,800)	当社の従業員
加藤 智子	東京都目黒区	会社員	200	360,000 (1,800)	当社の従業員
石野 浩太	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	200	360,000 (1,800)	当社の従業員
川並 史樹	東京都板橋区	会社員	150	270,000 (1,800)	当社の従業員
中村 文彦	東京都品川区	会社員	150	270,000 (1,800)	当社の従業員
田中 俊行	埼玉県川口市	会社員	125	225,000 (1,800)	当社の従業員
松田 拓也	東京都墨田区	会社員	125	225,000 (1,800)	当社の従業員
岸本 茜	神奈川県川崎市宮前区	会社員	100	180,000 (1,800)	当社の従業員
河野 雅史	東京都板橋区	会社員	100	180,000 (1,800)	当社の従業員
松原 涉	東京都豊島区	会社員	100	180,000 (1,800)	当社の従業員
片桐 健太	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	180,000 (1,800)	当社の従業員
酒井 健太郎	東京都杉並区	会社員	100	180,000 (1,800)	当社の従業員
有川 美由紀	神奈川県横浜市青葉区	会社員	75	135,000 (1,800)	当社の従業員
因 春奈	東京都日野市	会社員	60	108,000 (1,800)	当社の従業員
小池 萌心	東京都板橋区	会社員	60	108,000 (1,800)	当社の従業員
吉川 和樹	東京都武蔵野市	会社員	60	108,000 (1,800)	当社の従業員
三浦 栄仁	東京都足立区	会社員	50	90,000 (1,800)	当社の従業員
野口 裕司	神奈川県横須賀市	会社員	35	63,000 (1,800)	当社の従業員
武田 由里子	埼玉県久喜市	会社員	35	63,000 (1,800)	当社の従業員
田村 暁	東京都調布市	会社員	35	63,000 (1,800)	当社の従業員
松尾 典之	神奈川県横浜市港北区	会社員	35	63,000 (1,800)	当社の従業員
本居 孝夫	東京都世田谷区	会社員	35	63,000 (1,800)	当社の従業員
庄田 俊之	神奈川県川崎市幸区	会社員	15	27,000 (1,800)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
2. 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
本田 豊	東京都目黒区	会社員	200	820,000 (4,100)	当社の従業員
Corompt Dorian	東京都中央区	会社員	50	205,000 (4,100)	当社の従業員
関島 礼史	千葉県千葉市緑区	会社員	25	102,500 (4,100)	当社の従業員
田上 雅也	神奈川県川崎市川崎区	会社員	25	102,500 (4,100)	当社の従業員

(注) 平成27年2月18日開催の取締役会決議により、平成27年3月7日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
高畠 靖雄 1,2	東京都大田区	1,101,000	53.91
高畠 昭雄 1,4,5	神奈川県横浜市鶴見区	400,000	19.58
株式会社ティーエーケー 1,3	東京都大田区矢口三丁目32番1-120号	399,000	19.54
田中 誠 1,4	神奈川県川崎市中原区	100,000	4.90
原口 聡史 4	東京都台東区	9,750 (9,750)	0.48 (0.48)
栗山 和晃 6	茨城県つくばみらい市	5,750 (5,750)	0.28 (0.28)
青木 玲子 6	東京都大田区	2,250 (2,250)	0.11 (0.11)
小峯 将威 6	神奈川県横浜市港北区	2,250 (2,250)	0.11 (0.11)
加藤 智子 6	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
石野 浩太 6	神奈川県横浜市鶴見区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
本田 豊 6	東京都目黒区	2,000 (2,000)	0.10 (0.10)
川並 史樹 6	東京都板橋区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
中村 文彦 6	東京都品川区	1,500 (1,500)	0.07 (0.07)
田中 俊行 6	埼玉県川口市	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
松田 拓也 6	東京都墨田区	1,250 (1,250)	0.06 (0.06)
所有株式数1,000株の株主5名		5,000 (5,000)	0.24 (0.24)
所有株式数750株の株主1名		750 (750)	0.04 (0.04)
所有株式数600株の株主3名		1,800 (1,800)	0.09 (0.09)
所有株式数500株の株主2名		1,000 (1,000)	0.05 (0.05)
所有株式数350株の株主5名		1,750 (1,750)	0.09 (0.09)
所有株式数250株の株主2名		500 (500)	0.02 (0.02)
所有株式数150株の株主1名		150 (150)	0.01 (0.01)
計		2,042,450 (42,450)	100.00 (2.08)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10位)
 - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
 - 3 特別利害関係者等(役員等により議決権の過半数を所有されている会社)
 - 4 特別利害関係者等(当社取締役)
 - 5 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の2親等内の血族)
 - 6 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月19日

株式会社 デザインワン・ジャパン
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 久 依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デザインワン・ジャパンの平成25年9月1日から平成26年8月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパンの平成26年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月7日付で株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月19日

株式会社 デザインワン・ジャパン
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚亨

当監査法人は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デザインワン・ジャパンの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパンの平成25年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年3月19日

株式会社 デザインワン・ジャパン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡久依

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中塚亨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デザインワン・ジャパンの平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デザインワン・ジャパンの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月7日付で株式分割を行っている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。